様式第９号の３（第17条関係）

時間外労働
休日労働に関する労使委員会の決議届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数［満18歳以上の者］	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					１日	１日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②③のいずれにも該当しない労働者							
② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
③ 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者							

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数［満18歳以上の者］	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

決議の成立年月日　　年　　月　　日
委員会の委員数　　（　　）人

委員の氏名							
任期を定めて指名され、かつ、信任を得た委員				その他の委員			

決議は、上記委員全員の合意により行われたものである。
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）
任期を定めて指名され、かつ、信任を得た委員の信任の方法（　　）
年　　月　　日

使用者職名
氏名　　㊞

労働基準監督署長殿

記載心得
1　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第１項ただし書の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
2　「延長することができる時間」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。
(1)「１日」この欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、１日についての限度となる時間を記入すること。
(2)「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、決議で定められた１日を超え３箇月以内の期間及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
3　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
4　③の欄は、労働基準法第133条の特定労働者であつて、その者に係る時間外労働を短いものとすることを使用者に申し出たものについて記入すること。
5　「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
6　「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
7　「任期を定めて指名され、かつ、信任を得た委員」の欄には、労働基準法第38条の４第２項第１号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名され、かつ、事業場の労働者の過半数の信任を得た委員の氏名を記入すること。